(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。 以下同じ)に基づき、仕様書(設計図、見本等を含む。 以下同じ)に従い、この契約(この約款及び仕様書を内 容とする役務契約をいう。以下同じ。)の履行にあたっ て適用される法令を遵守し、これを履行しなければなら ない。
- 2 受託者は、役務(この契約に基づき履行する役務をい う。以下同じ。)を、この契約の履行期間内において履 行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、 契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、通知(第9条第2項を除く。)、 請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面に て行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2条 受託者は、役務の履行上知り得た事項を他に漏ら してはならない。
- 2 受託者は、委託者の承諾なく、成果品等(未完成の成 果品及び役務を行う上で得られた記録等を含む。)を他 人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(契約の保証)

- 第3条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、 第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、 直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険 金額(第4項において「保証の額」という。)は、契約 金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の 10 分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは 義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。た だし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りで はない。

(再委託の禁止)

- 第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第 三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の 承諾を得なければならない。
- 3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受

- 託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を 委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範 囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を 第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく 当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負う ものとする。

(監督等)

- 第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者 に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行 を確保するものとする。
- 2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委 託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正 等の措置をしなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責め に帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、 第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、 委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償し なければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責め に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、 その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

- 第9条 受託者は、別表に定める期間ごとの役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下「検査期間」という。) に受託者の立会のもとに役務内容の検査(以下「完了検査」という。)を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
- 3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

- 第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、別表に定める期間ごとの契約金額の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内(以下「約定期間」という。) に前項の契約金額を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に 完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完 了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期 間の日数から差し引くものとする。この場合において、 その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約 定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。
- 4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない 役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行し ない割合に相当する金額を減額することができる。
- 5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、 委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金 額の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

- 第 11 条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内 に役務を完了することができない場合においては、委託 者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了 日の翌日から完了検査(第9条第3項で準用する場合を

- 含む。)に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。
- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項 の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。 ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せ られないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

- 第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の 各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相 当する額を委託者に支払わなければならない。この契約 による役務が完了した後においても、同様とする。
 - (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

- 第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき.
 - (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する ときは、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 役務が履行不能であるとき。
- (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時 又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的 を達することができない場合において、受託者が履行 をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167 条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札 に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法 の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたと き
- (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者その 他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人 である場合にはその役員、その支店又は営業所(常 時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他 経営に実質的に関与している者を、受託者が団体で ある場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与 している者をいう。以下この号において同じ。)が、 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例 (平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する 暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴 力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号 において同じ。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難 されるべき関係を有していると認められるとき。
 - へ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に 関連する契約(トにおいて「関連契約」という。) の相手方がイからホまでのいずれかに該当するこ とを知りながら、当該者と契約を締結したと認め られるとき。
 - ト 受託者がイからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
 - チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなさ

れる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

- 3 委託者は、第1項又は前項(第8号を除く。)の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は第1項又は第2項の規定により契約を解除 された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委 託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号(第8号を除く。)に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

- 第 13 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額(委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額)を賠償金として請求することができる。
 - (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者 の責めに帰すべき事由によって受託者の債務につい て履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合 において、破産法(平成16年法律第75号)の規定 により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合 において、会社更生法(平成14年法律第154号)の 規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合 において、民事再生法(平成11年法律第225号)の 規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証 金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金 をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(契約解除に伴う措置)

- 第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等(使用部分済みを除く。以下同じ。)があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所 (以下「履行場所」という。)に受託者が所有する器具、 材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を 撤去(委託者に返還する貸与品、支給材料等については、 委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。)するととも に、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければ ならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当 の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回 復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該

物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原 状回復について異議を申し出ることはできず、また、委 託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければ ならない。

4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする.

(契約保証金の返還)

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(設計変更等)

- 第15条 委託者は、必要があると認めるときは、書類をもって受託者に通知し、役務内容等を変更し、又は役務の全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 委託料の変更は、原委託料から原委託料に 110分の 10 を乗じて得た額 (1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額) を控除した額に新設計金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額を乗じ原設計金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額で除して得た額 (1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てることができる。) に、1.1 を乗じて得た額を新委託料として受託者に通知する。ただし、特にこれによりがたい場合は、委託料の変更については、委託者と受託者が協議して定めるものとし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
 - (2) 履行期間の変更は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、 委託者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額 は委託者と受託者とが協議して定める。
- 3 第1項の規定により変更が行われる場合において、受 託者は委託者の指定する期間内に請書を提出しなければ ならない。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄 する裁判所に提訴する。

(その他)

- 第17条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137条)労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。
- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、 社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類 の提出を求められたときは、これに応じなければならな い。
- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

(個人情報の保護)

第18条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理に ついて、内部における管理体制を構築し、その体制を維 持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

- 第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及 び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記 録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報 告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面 により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定め る事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

- 第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱 区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託 者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除 き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならな い。

(教育の実施)

- 第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに 対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべ き事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育 及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならな
- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、 実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された 後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

- 第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、 本委託等業務の一部を第三者へ委託(以下「再委託」と いう。)してはならない。
- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う 業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の 事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提 出する場合には、再委託者が委託者指定様式(本契約締 結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した 様式をいう。)に必要事項を記載した書類を添付するも のとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合に は、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の 義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の 全ての行為及びその結果について責任を負うものとす る。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者 に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した 場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委 託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具 体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の 履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応 じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければなら ない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、 委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、 委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはな らない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員 その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員

- 以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

- 第 10 条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。
 - (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事 務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定す ること。
 - (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
 - (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
 - (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
 - (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部から の不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を 行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第 11 条 受託者は、本委託等業務において利用する個人 情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は 第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第 12 条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の 受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及 び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、 受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委 託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとす る。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

- 第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を 消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個 人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び 処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得 なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から 立会いを求められた場合は、これに応じなければならな
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、 委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の 内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況 について報告を求められた場合は、直ちに報告しなけれ ばならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び 緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第 15 条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して 必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必 要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第 16 条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故(個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合 に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被 害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に 実施するために、緊急時対応計画を定めなければならな い。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の 事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する 情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第 17 条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部 又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を 受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠 償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項 に定める義務を履行しないことによって委託者に対す る損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、 その損害を賠償しなければならない。